

Q & A その6

Q	通知書を2024年9月25日までに送付するようという説明がありましたが、この日までに送付していない場合は第2段階の訴訟に参加できなくなるのですか。
A	<p>参加できます。</p> <p>なお、なくす会所定の通知書を送付していない契約者には、ライフティ(株)から請求を再開する動きが出る可能性があるため、できるだけ早くなくす会所定の通知書を送付し、なくす会の事前登録を行ってください。</p> <p>また、すでにご案内しているように、訴訟の参加対象者になるには簡易確定手続(第2段階の訴訟)の参加申込手続をするまでに、ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の通知書の送付が必要ですので、できるだけ早く送付してください。</p> <p>なくす会は、ライフティ(株)に対する訴訟において、</p> <ol style="list-style-type: none">① クーリング・オフ② 不実告知取消し <p>の2点を主張しています。</p> <p>①のクーリング・オフは今回の訴訟のメインの争点であり、クーリング・オフが1年で消滅時効により消滅するとの規定はありません。</p> <p>一方で、②の不実告知取消しには1年間の消滅時効の規定があるため、(株)ビューティースリーが倒産した2023年9月25日の1年後の2024年9月25日までに、被害にあわれた皆さんにできるだけ通知書を送付してもらうため、早めのご案内をしていました。</p> <p>※なくす会所定の通知書様式 (Word 版) (PDF 版) ※詳しい説明は「集団的被害回復訴訟に参加される方への事前登録のご案内 (通知書様式例)」をご確認ください。</p>